

写

2 消 安 第 4 2 4 号

令 和 2 年 4 月 22 日

都道府県知事 殿

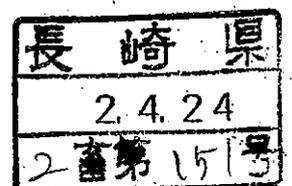
農林水産省消費・安全局長

アフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について

アフリカ豚熱（ASF）、口蹄疫（FMD）等に係る防疫対策については、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づく特定家畜伝染病防疫指針により実施するほか、「年末年始、春節等に向けたASF、口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（令和元年12月20日付け元消安第4117号農林水産省消費・安全局長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の確認及び指示並びに万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等をお願いしているところです。

日本国外の状況について、まずASFについては、平成30年8月にアジアにおいて初めて中国で発生が確認されて以降、翌年の4月には中国全域に発生が拡大しました。中国以外においても、モンゴル、ベトナム、香港、韓国、フィリピン等の多くの国・地域で発生が確認されています。さらに、我が国の水際での動物検疫所の検査により輸入が認められなかった豚肉製品から、ASFウイルスの遺伝子検出事例が88例（本年2月21日時点）と数多く確認されており、そのうち2事例からは、感染性のあるASFウイルスが検出されました。このようなことを踏まえると、日本の周辺国におけるASFの発生は、拡大の一途を辿っている状況です。また、FMDについては、平成22年以降我が国においては発生が確認されておりませんが、東アジアやロシアにおいて発生が継続しており、特に中国では、昨年12月にもFMD（O型）が牛で確認されました。

平成30年9月以降、我が国で発生が相次いだ豚熱（CSF）について、分離されたウイルスの遺伝子解析の結果、近年東アジア地域で分離されたウイルスと近縁であり、それらの地域から何らかの形で侵入したことが指摘されています。このような中、昨年発生が確認された新型コロナウイルス（COVID-19）の人への感染が世界的に拡大し、日本を含め各国・地域で海外渡航の自粛等、感染拡大を防止する措置がとられ、人・モノの移動が減少している状況ではありますが、このような状況においても、引き続き、我が国への家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、防疫対策を徹底する必要があります。特に、CSFについては、現在、一部の地域を対象に、飼養豚へのワクチンの接種が実施され、発生が収まっている状況ではありますが、ASF等のワ



クチンが実用化されていない家畜の伝染性疾病への対応を念頭に置けば、飼養衛生管理基準の徹底等により、発生予防対策に万全を期することが不可欠です。

さらに、今月3日に公布された改正家畜伝染病予防法においては、昨今の家畜の伝染性疾病をめぐる状況の変化に鑑み、家畜防疫を的確に実施するため、新たに、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病の病原体の拡散防止に係る措置を講ずるとともに、農場における飼養衛生管理の更なる徹底を図り、また、輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限を強化する等水際防疫も強化することとしております。

つきましては、下記の内容について、家畜の生産者を含めた市町村、関係機関、関係団体等に対して周知し、ASF、FMD等の防疫対策に万全を期するよう、改めて指導の徹底をお願いいたします。

記

1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底

既に、外務省から、COVID-19の世界的な感染の拡大の状況を踏まえ、感染症危険情報が発出され、49カ国・地域に対し、渡航を止めること（渡航中止勧告）当該国・地域を除く、全世界に対し、一律に不要不急の渡航を止めることが呼びかけられているところであるが（3月31日公表）、畜産関係者等に対して、改めて、ASF、FMD等の発生地域への渡航を自粛するよう要請すること。

2. 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底等

- (1) 家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入ること又は不要な物を持ち込むことのないよう指導すること。また、農場の従業員も含め、衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入る場合又は物を持ち込む場合には、手指の消毒、専用の靴の着用等その他必要な措置を実施するよう指導すること。
- (2) また、病原体の侵入及び感染拡大の大きな原因となる野生動物の侵入防止対策として、適切な防護柵、防鳥ネットの設置等の指導を改めて徹底すること。

3. 毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

一昨年9月以降国内で発生が続いているCSFについては、「豚コレラに関する疫学調査の中間取りまとめ」（令和元年8月8日公表）の中で、その感染拡大を防止するためには、毎日の健康観察と早期通報・相談が重要性であると提言の第一に挙げられており、CSF、ASF、FMD等については、その特徴的な臨床症状について、いわゆる「特定症状」が定められている。ついては、家畜の所有者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件（平成23年9月28日農林水産省告示第1865号）で定めるCSF、ASF、FMDの特定症状について、改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に速

やかに届け出るよう指導すること。また、早期発見・早期通報できるよう、家畜の所有者に対して、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うよう指導すること。

4 連携体制の確認・強化

(1) 発生時に備え、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年2月5日付け農林水産大臣公表）第2の2の(2)等において、発生に備えた体制の構築・強化のため、発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、都道府県の取組として、これらの関係者との間で、連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備するとされている。年度当初での担当者の人事異動も考慮し、連休中の閉庁日であっても緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、速やかに連携体制を点検すること。

(2) ASF、FMD等への対応については、政府一丸となって対応することとしており、昨年、関係省庁で「アフリカ豚熱のウイルス分離を踏まえた侵入防止策の強化について」（平成31年4月22日付け関係省庁申合せ（令和元年12月13日改訂））（別添参照）を申し合わせたところである。

これを踏まえ、貴県内の関係部局が連携し、農場で雇用される労働者等（外国人を含む。）に対して農場への病原体持込み防止や、公園等における肉製品などを含む畜産物の放置禁止等について、関係機関とも連携し、周知を徹底すること。

以上

